第53回日本弁護士連合会市民会議議事録

日時: 平成29年3月22日(水) 15時~17時

場所:弁護士会館16階来賓室

出席者:(委員)

議長 北川 正恭(早稲田大学名誉教授)

副議長 井田 香奈子(朝日新聞オピニオン編集部次長)

委員 中川 英彦 (元京都大学法学研究科教授)

ダニエル・フット (東京大学法学政治学研究科教授)

長見 萬里野(全国消費者協会連合会会長)

松永 真理 (テルモ株式会社社外取締役)

湯浅 誠(法政大学現代福祉学部教授)

神津 里季生(日本労働組合総連合会会長)

村木 厚子(前厚生労働事務次官)

(日弁連)

会 長 中本 和洋

副会長 幸寺 覚、斉藤 芳朗

事務総長 出井 直樹

事務次長 神田 安積、道 あゆみ、二川 裕之、近藤 健太、五十嵐 康之、髙 﨑玄太朗、松本 敏幸

広報室室長 佐熊 真紀子

(説明協力者)

弁護士と依頼者の通信秘密保護制度に関するWG座長 片山 達 弁護士と依頼者の通信秘密保護制度に関するWG事務局長、事務総長付特別嘱託 山本 晋平

以上 敬称略

1. 開会

(神田事務次長)

それでは、定刻になりましたので第53回の市民会議を始めさせていただきます。まず、日弁連側から自己紹介をさせていただきます。まだ到着していない人たちがいますけれども、広報室長から自己紹介をお願いします。

(佐熊広報室室長)

広報室長の佐熊と申します。本日も、どうぞよろしくお願いいたします。ちょっとこの機会をお借りして、少しご案内差し上げたいのですが、『弁護士のひみつ』という本を置かせていただきました。こちら2月に発刊したばかりのほやほやの本なんですけれども、学研さんと協賛してつくったものです。目的は、弁護士の仕事を知ってもらおうということと、また、将来目標にして

いただける仕事の一つになるのではないかということで、そのような観点からつくっているものでございます。

全国の小学校は公立・私立含め全ての学校に、学研さんから無償で配布がされております。また、図書館も公立の図書館には配布しております。それ以外にも、まだ余部が日弁連のほうにございますので、もし先生方のご存じの、何か個人のために触れやすい場所とかございましたらば、ぜひご教示いただきたいなということと、またこういう場で活用するといいよというものがまたございましたらば、それもぜひ教えていただけるとありがたいと思いまして、本日、ご案内させていただきました。よろしくお願いいたします。

(松本事務次長)

事務次長の松本でございます。よろしくお願いいたします。

(山本特別嘱託)

事務総長付特別嘱託、それから兼任で依頼者と弁護士の通信秘密保護制度の確立に関するWG事務局長の山本晋平でございます。事務総長付特別嘱託としては、国際分野のことを担当しております。よろしくお願いいたします。

(片山座長)

依頼者と弁護士の通信秘密保護制度の確立に関する WG の座長をやっております片山と申します。後ほどプレゼンします。よろしくお願いいたします。

(幸寺副会長)

副会長の幸寺でございます。国際関係を担当いたしております。所属は兵庫県弁護士会でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(斉藤副会長)

副会長の斉藤でございます。福岡県弁護士会の出身でございまして、主に法テラスの関係を担当しておりまして、今日のテーマで申し上げますと、依頼者と弁護士との通信秘密の保護も担当しております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(中本会長)

会長の中本です。今日は、どうもお越しいただきありがとうございます。

(出井事務総長)

事務総長の出井でございます。

(神田事務次長)

事務次長の神田安積でございます。よろしくお願いいたします。

(道事務次長)

同じく次長の道でございます。よろしくお願いいたします。

(二川事務次長)

同じく事務次長の二川です。よろしくお願いいたします。

(髙﨑事務次長)

同じく事務次長の髙﨑でございます。よろしくお願いします。

(神田事務次長)

それでは、配付資料のご説明を申し上げたいと思います。お手元に、事前配付資料と当日配付

資料を配付しているかと存じます。さらに、「一人ひとりの被災者に対する支援継続に関する会長 談話」、これは3月11日付でお出ししたものでございます。以上、ご確認ください。

それでは、北川議長、進行をお願い申し上げます。よろしくお願いします。

2. 開会の挨拶

(北川議長)

本日、委員の皆様、お忙しい中ご出席くださり、ありがとうございました。なお、本日は清原 慶子委員が所用のためご欠席でございます。

それでは、第53回の市民会議を開会させていただきたいと存じます。

3. 中本和洋日弁連会長挨拶

(北川議長)

最初に、中本和洋日弁連会長から一言ご挨拶をいただきます。お願いします。

(中本会長)

皆さん、こんにちは。年度末の大変お忙しいところ、北川議長をはじめ委員の皆様方には、ご 出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日のテーマは、式次第にありますように、「国際化時代の弁護士会の役割を考える」というテーマで議論していただきたいと思います。それに先立ちまして、先ほど、司会のほうからご説明ありました会長談話、「一人ひとりの被災者に対する支援継続に関する会長談話」、これは東日本大震災から6年を迎えた3月11日に談話を出したものでありますが、これをなぜ皆さんにご披露するかといいますと、最終段落のところに、DLATシステムを新たに構築しと、これをご報告したいために、これを出しました。

これは当市民会議の中で、村木委員のほうからアドバイスをいただいてできたというふうに岩 渕副会長がお礼を申し上げるようにと言われておりまして、それは間違いのないのかどうか、私 はそのときにこの会議多分欠席ではないけれど席をはずしていたので、あまり覚えていないので すが、村木委員そうだったのでしょうか。間違いありませんか。

だから、市民会議のそういう意見に基づいて、こういう DLAT を日弁連が構築をしたということで、報告してほしいということでございましたので、報告させていただきます。ありがとうございました。

日弁連は多くの課題抱えておりますけれども、その中でも重要な課題といたしまして、今年は 国際競争力の強化、国際活動の強化ということをテーマにあげております。具体的には、いろい ろな課題があるのでありますけれども、例えば東南アジア等における法整備支援であるとか、あ るいは国際交流の促進、法律家団体の国際会議を日本に誘致するとか、日本から出かけていくと か、ちなみに今年の9月は、ローエイシア東京大会というのがございまして、これはおそらく1,000 人規模で海外の法律家が日本に集まってくると。

一昨年は、IBA 東京大会というのをやりまして、そのときは 5,000 人から 6,000 人ぐらいの外国の法律関係者が東京に集まりました。そういうものを誘致する国際交流の促進。それから更には、国際機関で働く日本の法曹を育てる。国連機関等や子どもの人権の委員会等に、日本の法律

家を送り込むと、そういうことであるとか、あるいは一番肝心なのは、日本企業が海外でいろいると海外進出をしているのでありますけれども、それに対するリーガルサービスを十分に提供できているかということになってきますと、必ずしも十分ではないので、中小企業等の海外における活動を支援するということ。

それから一番大事なのは、そういう海外で活動している企業の方々や、そこで働く人々が、海外でいろいろな紛争に巻き込まれているわけでありますけれども、そういう人たちに対する十分なリーガルケアが日本の弁護士によってなされているかと。つまり、日本の弁護士が、国際紛争における競争力を十分持たないと、なかなかそういう日本の企業の方々、あるいはそこで働く従業員の方々のリーガルサービスができないということで、そういう日本の法曹の国際競争力を高めると、こういうような具体的なテーマを掲げて今取り組んでいるところです。

例えば、日本型司法制度支援、これは日本型司法ですから、そういうものを東南アジア等にい ろいろと支援をしていって法整備をすると。ベトナムやらミャンマーやらカンボジアのところに 行ってどんどん日本の法制度を指導して、そこで法律をつくったり、あるいは法曹養成制度を指 導したり、そういうことをやるということ。

それから法教育、つまり将来、日本の国民が消費者被害だとか、あるいは憲法問題について、ちゃんとした意見を言えるとか、そういう人を育てる法教育。それから国際的に活躍できる法曹人材を育てなければいけないと。今の日本の法曹制度というのは、とかく日本の裁判所で働く、あるいは裁判官教育であるとか、警察官教育であるとか、日本を市場とするところで活躍する人を育てることに重きを置いておりますけれども、今や国際的な活躍が非常にグローバル化しているので、やはり法曹養成も国際的な人材、国際法曹人材を育てるための法曹教育が必要ではないかということで、それを育てるというテーマ等を掲げているわけです。

その中でも今日、いくつかテーマがありますけれども、やはり国際競争力を強化する中で最も 重要な、直ちにやってもらいたい項目が、今日の第1のテーマ、弁護士と依頼者の通信秘密保護 制度に関する最終報告、いわゆる、attorney-client privilege。アメリカでいくと、どう訳すん ですかね、弁護士秘匿特権、秘匿特権というと何か弁護士の特権のように聞こえるので、依頼者 と通信秘密の保護とでもいったほうがいいのでしょうかね。そういうものを日本の法制度に取り 入れてほしいと。残念ながらコモンローの英米系の国では、この制度は常識のようにあるわけで すけれども、残念ながら日本の民事訴訟ではこれはないわけなんですね。

これがないために、どれだけ企業の方々が弁護士に相談することをためらうか、日本の渉外事務所に相談に来なくて、海外の弁護士のところに相談に行くという大きな理由の一つとして、この弁護士依頼者秘匿特権を認められていないということが大きく掲げられておりますので、これをぜひ日本の法制度の中に取り入れてほしいというのが、日弁連の大きな課題の一つになっていますが、今日は、そういうこと等を専門家から報告させていただきますので、どうか今日はよろしくお願い申し上げます。

4. 議事録署名人の決定

(北川議長)

どうもありがとうございました。それでは、議事録の署名人を決定いたしたいと思いますが、

お任せいただきたいと思います。それで、神津委員さんと松永委員さんを指名したいと思います が、よろしくお願いいたします。

5. 議事

議題① 国際化時代の弁護士の役割を考える

(北川議長)

それでは議事に入らせていただきます。お手元に配付されている議題のとおり、進めさせてい ただきたいと思います。

第1の議題といたしまして、ただいま会長からもお話がございました「国際化時代の弁護士の役割を考える」を検討していきたいと思います。本日は、この議題の中で、弁護士秘匿特権、国際機関における弁護士の活動、法整備支援について取り上げることとなっております。まず、斉藤芳朗副会長、片山達依頼者と弁護士の通信秘密保護制度の確立に関するWG座長、山本晋平同WG事務局長にご説明をお願いいたしと思いますので、よろしくお願いいたしたいと思います。では、よろしくお願いいたします。

(斉藤副会長)

お時間もありませんので、二つ横に座っております座長の片山から、早速説明させていただき たいと思います。

(北川議長)

どうぞよろしくお願いします。

(片山座長)

片山でございます。今日はありがとうございます。

私のテーマは、依頼者の皆様が弁護士に相談する内容は、秘密なのだろうかどうかという問題です。本来これは、国際問題でも何でもなくて、日本国内の問題です。

今回、国際化の観点で今日この問題を取り上げることになりましたのは、日本の今国内法が、 諸外国と比べてもかなり特殊な位置にあるということで、日本が若干立ち遅れている分野の一つ でもあるかと思いまして、国際化の観点で取り上げていくことになったと理解しております。

まず、きっかけとしまして、刑事訴訟法の39条1項という条文についてご紹介をしたいと思います。なじみのない方もいらっしゃるかもしれないのですが、仮に皆様が、犯罪の嫌疑を受けて身体の拘束を受けたといたします。そのときに、弁護士、弁護人又は弁護人になろうとする者との間で接見、我々は接見と言っておりますけれども、会って相談をするということが認められております。

ここでは、法律上は、接見をするときに「立会人なくして」という条件が入ってございます。 これは何を意味するかというと、身柄を拘束されておりますので、拘置所におります。拘置所で 弁護士と会うんですけれども、弁護士と会う場所では、第三者が立ち会っていないと、つまり、 拘置所の職員もいないし、警察官、検察官もいないというところで、弁護士に相談することが認 められております。

この「立会人なくして」という言葉の意味が何を意味するのかということについては、人によって意見が違います。一つの考え方は、接見に対して捜査機関が立ち会ってはいけないというこ

とを意味しているんだという見解。この見解によりますと、接見が終わった後に、取調室に戻ったら、お前、弁護士と何を相談したんだと、弁護士に何を言われたんだということを聞くということは許されるという解釈でございます。

もう一つは、実質説と言いまして、接見終了後においても、接見でどういうことを相談したの かを知られないということが、この条文の意味であるという考え方でございます。

この対立が問題になった事件が、鹿児島県の志布志事件という事件。新聞等でご記憶の方もいらっしゃるかもしれません。2003年の鹿児島県議会議員の選挙に関する事件です。たくさんの方が、数か月から1年以上にわたって勾留をされて、捜査が行われたと。13名起訴されまして、公判中に病死された方が1人いるのですが、残りの12名が無罪になったという事件でございます。

無罪になったということが結論としてわかっているのですけれども、捜査の過程では、いろいろなことが問題になりました。捜査の後、捜査のやり方が違法だということで、いろいろなたくさんの国賠訴訟が提起されております。この国賠訴訟の中の一つが、そもそも接見のときの内容を聴取して、接見が終わった後に、何を弁護士と相談したということを聞いて、大量に調書をつくっていたという行為が適法かどうかというのが争点になりました。

国は、弁護士が違法・不当な弁護活動をしているかもしれないから、それを捜査機関としては モニタリングをする必要があるという主張をいたしました。これに対する裁判所の判断は後ほど ご説明いたしますけれども、こういったことが問題でございます。

話が変わりまして、国際的に問題になり得るというのが、刑事事件というよりは、独占禁止法の関係でございます。独占禁止法というのは、国際カルテルという言葉があるように、国際的に同じ問題が同時に発生をして、各国で調査が同時に行われます。そうすると、国によって調査のやり方が違うことが明確になる分野でございます。

ここに国際比較と書いてございます。この表の上には、今私がお話をしようとしている通信秘密、それからその下は、そもそも今日は取り上げませんけれども、事情聴取に弁護士を立ち会わせることができるかという問題がございます。もともとアメリカ、ヨーロッパ、カナダ、オーストラリア、こういったところはこういうものは全部認めると。当然のように認めるということでございます。アジアは、こういうデュープロセスという考え方は非常に遅れていたので、アジアはなかなかそうでもなかったのですが、例えばシンガポールのような先進的な国は当然認めております。さらに、アジアの中でもデュープロセスが遅れていると言われている中国や韓国も見直しをしていると。日本だけが今、この図でいうと××ということで両方まだ認められていない、だんだん数の少ない国になってございます。その観点でも、国際的な比較というとこの問題が浮かび上がってくるわけでございます。

この独占禁止法に関しては、今ちょうど公正取引委員会のほうでこういった制度、防御権、われわれは防御権と言っていますけれども、認めるべきかどうかという問題になっておりますが、一つの論点としましては、弁護士に相談をすると言ったことを秘密にすると、真相解明を妨げるという風に日本の当局は言っております。

この図は、そんなことはないだろうという反論の図なんですけれども、元々仮にこの図をご覧いただきまして、仮にカルテルというのがあるとします。A社のXさんとB社のYさんとの間が何か合意をしたとすると、その合意に関する証拠というのがございます。

この証拠は、まさにカルテルを立証するのに必要なんですけれども、これは弁護士秘匿特権で 秘密になるものではないと。弁護士秘匿特権で秘密になるのは、その後、弁護士に相談をしたと。 この相談したことが秘密かどうかということになるのですが、元々これは立証に必要ないはずで、 この立証の必要ないものを秘密だからと言って、真相解明を妨げるという当局の主張は、おかし いということを私どもは主張をしています。

さらに、もう一つのポイントとしましては、海外で弁護士に相談をすることを秘密にしている 大きな理由は、それによって複雑な法制度、今の現代社会でいえば独禁法に限らず、いろいろな 複雑な法律がございます。こういったものをコンプライアンスを促進するためには、やはり弁護 士に相談するということを保障してやる必要があるだろうということが、海外では弁護士の相談 が秘密である根拠となっています。

仮に、このA社とB社がございまして、B社のほうは、法律違反があったかなと、よくわからないなと。だけど、弁護士に相談をしても、またそれは公正取引委員会に持っていかれてしまうかもしれないと。やはりそれはやめておこうということになると、将来どうやっていいかわからないと。それに対して仮に自分がやったことがいいのかどうなのかわからないということであっても、もっと率直に弁護士に相談できるようにして、将来の違法行為を避けるという効果が期待できると。これは海外で言われていることでございます。

再び先ほどの鹿児島県の事件に戻りまして、その調書を大量に作成したことがどうかというのが裁判になりました件では、鹿児島地判は、それは調書を作成したことは違法だという判定をいたしました。

しかし、問題は、先ほど国の主張は、弁護士が違法・不当な弁護活動をやっているかわからないから、これを捜査機関がモニターする必要があるんだと主張をしておりました。これについては、裁判所もそのとおりだと。もしかしたら捜査妨害的なことをやっているかもしれないから、接見内容を調査するということは、場合によっては認められるんだというふうに裁判所は言っております。

実際に、鹿児島地方裁判所の裁判官は、捜査の過程では、捜査官がつくった調書、調書というのは元々否認をしていたんだけれども、捜査官の前で、反省をして自白しましたという調書なのですが、その際に、否認していたのが、弁護士がそういうふうにそそのかしたからですという調書をつくって、裁判所に提出している。裁判所は、それに基づいて国選弁護人を解任したという事件もございます。こういった事情もあって、今やっているような捜査実務を否定するということは、裁判所もなかなかやりづらいという事情があるのです。

その下に、国連の弁護士の役割に関する基本原則というものが書いてございます。これは20か 条からなる基本原則で、その中には、弁護士に相談する内容は秘密であるべきだということが入 っているのですけれども、そういう前提として、弁護士というのが独立した法的な専門家であり、 全ての人間は独立した法的専門家に効果的なアクセスをすることができなければいけないという ふうに書いてあります。

翻って鹿児島地裁の裁判所の判決を鑑みますと、弁護士がもしかしたら違法なことをやっているかもしれないから、それを捜査機関がモニターするんだと。モニターされている弁護士というのは、日本の弁護士というのは独立しているとは言えないというふうに考えています。

今日はメディアの方がいらっしゃっているかどうかわからないのですけれども、メディアの世界では、取材源の秘匿ということが言われております。取材源の秘匿をする根拠としましては、取材源の方がメディアに話した内容を秘密にしないと、メディアに対して自由に本当のことをしゃべれないと。メディアは、その喋ったことをどうするかというと、報道によって社会に還元するという役割を持っております。このメディアの社会的な役割を尊重するからこそ、取材源の秘密というのが守られているという話になります。

弁護士が依頼者から相談してもらう内容を秘密にするのも、これは自由に、自分の問題を相談 してもらいたいから、都合のいいことも悪いことも含めて相談してもらいたいというのが背景に ございます。

その結果、弁護士というのは防御権を尽くす、あるいはコンプライアンスを実現するという役割を持っているのですけれども、残念ながらメディアと比べると弁護士のこういった社会的な役割というのは、まだ現状では認められていないという状況でございます。

今日は市民会議ということでございますので、市民の声として言われていることを参考にご紹介します。全国消費者団体連合会という団体が、独禁法の改正に関して、作成された資料です。 この資料で、下線を引いているのは、この団体がつくられた資料に下線を引いているところ、そのままコピーさせていただいたのですが、そもそも違反行為をしなければいいんだと。違反をしながら、いろんな権利を主張するというのは、おかしいという意見でございます。

これは独禁法に限らず、全ての法律分野に関して、そもそもみんな違反しなければいいんだと。 そうしたら弁護士などいらないのではないかという意見と、一般化するとそういうことになります。私の目にしたところでは、市民の声としてこういったものが挙がっています。

我々としては、この制度は非常に重要なものだと考えてはいるんですけれども、ぜひ今日は市 民の、今日は皆さん本当に有識者ばかりなのですが、市民と言っては大変恐縮ですけれども、市 民の目線で、どういったことが問題なのかといったご意見を聞かせていただければ幸いでござい ます。

(北川議長)

一旦ここで切って、質疑に入ってよろしいですか。

それでは、ただいま片山さんからお話をいただいたことにつきまして、委員からご質問、ご意 見等、ご発言をお願いいたしたいと思います。どうぞ、湯浅委員お願いします。

(湯浅委員)

ありがとうございました。初めて聞いた話ばかりなんですけれど、一素人の意見というか、質問ということで聞かせてもらいたいのですが、5ページの相談内容の秘密は真相解明を阻害するかということで、立証に必要なしとありましたけれど、これは公正取引委員会から何か強制的に求められることがあり得るということなのですか。

(片山座長)

ご質問に対する回答としては、左様でございます。実際に弁護士に対する相談内容が弁護士の 意見書を立ち入り検査でもっていくということがございます。

(湯浅委員)

それは強制力があると。その強制力があるものを、できないようにしてくれというのが今回の

ポイントだということ。

(片山座長)

はい。左様でございます。

(北川議長)

どうぞ、委員の皆さんご発言を、では中川委員、お願いします。

(中川委員)

実は、私会社におりますときに、一つこの問題を経験いたしまして、さっきの独禁法ではなくて、アメリカの商品取引法というのがあるのですが、それのいわゆる相場操縦ですね。相場操縦に会社が加担したのではないかということで、アメリカの検察庁が訴追をすると、刑事訴追をするということを言ってきました。

一方、同じ事件のいわゆる実行者、これは日本の社員なんですけれど、その人を日本の検察庁が、背任ないし詐欺罪で告訴すると。これは実際に告訴しましたね。アメリカは別の法律ですけれども、会社を訴追すると。日本の検察庁は、その実行犯を告訴するという関係になったわけです。

日本の検察庁のほうから事情を聞きたいということで、当然のことながら私など呼ばれまして、いろいろな説明をする。そのときに、アメリカとの関係はどうなっているかというと、当然そういうことになります。ある程度の説明をするのですが、じゃあ弁護士は、そのときはアメリカは弁護士が日本に来て、そんな対処をしてくれていたわけですが、アメリカの弁護士さんは、私との交信は一切言わないでおいてくださいよと。日本の検察庁には言わないでくださいと、これはさっきご説明の attorney-client privilege の問題になるから、私とのコミュニケーションとか私のアドバイスとか、そういうものは一切秘匿しておいてくださいと言うわけですね。

ところが、日本の検察庁はそういう制度がありませんから、一切合切全部説明してくれということに相成ったわけです。非常に困りまして、これは。そうはおっしゃるけれども、アメリカではこれはだめなんですと。だからここまでしかご説明できません。何か隠しているような感じになるんですね、非常に、それを言えば言うほど、あんたら何か隠しているのではないかということになるし、アメリカの弁護士さんは、絶対だめですよと。もし、そういうこと言うと、日本の検察庁がアメリカにフィードバックするかもしれない。そうすると会社の立場が非常に、危殆に瀕することもあり得るから、それは絶対言ってはだめだという問題なんですね。それが出まして、大変困ったことを記憶しています。

だから何だと言われると困るのですが、やはりこの法制度の違いというものは、国際活動に非常に阻害がありまして、やはりそういう常識化していますよね、この問題は。それは、弁護士さんに対する信頼の問題とかいろいろあるんだけれども、やはり法の適用という観点から考えますと、これはやはり日本も先進諸国の法制度に従うべきだと、私はそのときからずっと思っておりまして、それをどういう形で実現すればいいのかというのは大変難しい問題だと思いますけれども、基本的にはこれはそういう形であるべきだというふうに私はそう思います。経験からきた実感としての意見です。

(北川議長)

今の中川さんのご意見で、世界のレベルか、先進国とのレベルで日本の違いというのは端的に

言うとどれぐらい違うのでしょうか。

(片山座長)

先進国とおっしゃいましたけれども、例えば韓国も先進国と言えば先進国ですが、韓国も秘匿特権という制度はないけれども、これは hear-say であると、伝聞証拠であるという、証拠の価値を否定しております。

あとここにも若干書いておりますように、特に独禁法の分野はかなりグローバルになっておりますので、トルコ、中国の山東省、スロバキア、メキシコ、先進国だけではなくて、今や新興国も含めてグローバルな動きであると言ってよいかと思います。

今ご指摘のあった制度の矛盾から生じるいろいろな不都合というのが、いろいろなところで指摘もされてございます。

(北川議長)

あと、どうぞ。

(湯浅委員)

やはりちょっと違和感がある。何の違和感なのかなってさっきから考えていて、ちょっと整理 して言えるかどうかわからないのですけれど、刑事訴訟法の話で志布志事件の話で、実質的な話、 実質的な立ち合いの実質説という話は、何かわかりました。それで、十分に独立性が担保されて いないから、刑事訴訟法のこの実質説を裏付けるような法改正をという話だったら、なんか今の 流れですっとくるんですよね。

それで8ページに付いているメディアとの対比というやつも、刑事訴訟法の話なら何かすっと 入ってくる。この場合、この真ん中にあるのは社会というか国家みたいなことが、わかりやすい のではないかと思うんですけれど、要するにメディアが何で取材源を秘匿するかというと、取材 源がその政治家のワイロとか暴露したという国家権力と直接対峙するようなときに、直接弱いか らそれは守らなければいけないということで、メディアの秘匿権が守られているんじゃないです か、なので、刑事訴訟法もその構図であれば、ここにきれいに収まるんですけれども、今回の独 占禁止法という話になると、要するに経済事件ですよね。

経済事件について、その企業さん、A社ないしX氏を国に対して守ったりするために、きちんとそこの秘匿権を保障されるべきなんだ。なぜならば、そこがきちんとされてないと、こういう A社ないしY氏に対して、冤罪ないしこういうリスクがあるからだという論法なら、何か今回のパワポのご説明でスッスッとくると思うんですけれど、ただ、ちょっと違うという感じを受けたんですけれど、どちらかというともうちょっと、それこそグローバルな経済活動を保護するために、諸外国と差があると日本の法律家が信用されないので、今お話があったように、そういう筋から来ている話なのではないかと感じたんです。

だとすると、そういう筋の話だというふうに筋を立てるべきで、何かここで刑訴法を持ってくるのは、筋が悪いのではないかなどと思ったりしたのですが、いかがでしょう。

(村木委員)

関連していいですか。多分、私の違和感も同じところにあったので、そのときにどうやったらこれを一つのものとして理解できるのだろうと。何か情報が欠如しているのかなと私も思ったので、先進国に限ってでいいのですけれど、独禁法と刑訴法だけが出てきているんですけれど、お

よそこの手の法律が、日本と先進国は少なくとも違うという形になっているものなのか。

それから、例えば刑法でもいいですし、刑訴法でもいいですけれど、そうすると何ゆえに一般 論として海外の先進国では、そういう秘匿特権が認められているのか。そこをちょっと説明して もらうと、もしかしたらもうちょっと私の頭の中で両方がくっつくかなと思ったので、併せてそ こも教えていただけるとありがたいと思います。

(北川議長)

どうぞ。

(片山座長)

まず、これはグローバルな経済活動に対する具体的な弊害があるから問題だというお話は、それはそれで一つございます。特に独禁法の観点では、今それが問題になっております。

それはそれであるのですけれども、グローバルという観点で言いますと、グローバルな経済活動を規制している独禁法の問題であるということになるのですけれども、弁護士に対して相談することが秘密であるかどうかというのは、実は独禁法に限らず、刑事もそうですし、他の行政事件ですね。例えば金融とか、証券とか、あるいは国税も全て共通してございます。

なので、グローバルな問題であるというのは、今ちょうどこの問題点が表面化しているきっかけの一つでございまして、本来的な問題は、国内の制度が弁護士に対する相談を秘密にしていないというところに根源的な問題があるのではないかというのが、私どもの考え方なんです。

それで、先ほどの村木委員のご質問に関して言うと、先ほどのこの4ページの表は、確かに独禁法に関して比較したものなんですけれども、諸外国で秘匿特権というのを認めている国は、別に何法というわけではなくて、弁護士制度の一般的なものとしては、そういうのが付いてきております。民事、刑事、行政、何法じゃなくて、弁護士制度の一環と言っていいものとして位置付けられております。

(中川委員)

要するにわかりやすく言うと、信頼して相談した人が、例えば何でもいいですけれど、おじさんに相談をしたと。そのおじさんというのは本当に信頼できる人で、困ったことをいつも相談に乗ってくれる。その人に相談したときに、おじさんと相談した人との間では、秘密が保たれていないと、そのおじさんはグッドアドバイスができないわけですよね。頼む人もおじさんを信頼しているわけですから。だから、この人なら私の秘密を洩らさないだろうということで、その人に相談を持ち掛け、おじさんもそれに応えて、その人のために最大の利益を追求していると。これは弁護士さんとクライアントの関係ですよね。

だから、そういう特別の関係を維持キープするのに、秘匿特権というか、 attorney-client privilege という特別の考え方をもってきて、任された人と任せた人の間のコミュニケーションは、外へ漏らさないと、漏らさなくてもいいんだということを法的に認めたというのが、秘匿特権の本来の趣旨ですよね。

けれども、これはかなり、その範囲はどうかとか、どういう形のものがそうなのかとか、文書がそうなのか、メモみたいなものがどうなのかとか、口で言ったことはどうかとか、非常に難しい問題はあるんですよね。だから、そこら辺は各国によって違うと思うんだけれど、基本的な考え方はそういう考え方なので、これは国際的な問題というよりも、むしろ弁護士さん対クライア

ントの関係をどうするかという問題。

(中本会長)

今、日本で問題になっている例をご説明をすると、何となくわかってもらえるのではないかと 思うのですが、実は公正取引委員会では、独禁法でカルテル、談合など取り締まって消費者の利益になるように、要するに談合して高く売れば消費者は被害受けますから、消費者の利益を守る ために独禁法というのがある、経済的な取引を制限するだけではなくて、消費者の利益になるためにもカルテル等は規制しているわけですね。

ご承知のとおりカルテルは、なかなか誰かから通報がないとわからないわけですよ。業者同士がやっているわけですから、何となく値上げしたと。何かあちこちで一斉に値上げしたけれども、どうして値上げしたのかというのがわからないケースもある。そのために、リニエンシーといって、私は談合しましたと言って告白すると、最初に告発した人は一切責任を問われない。2番目の人はいくらかまけてもらえる。5番目までは、まけてもらえる制度が現在あるんですよ。

それをさらに今、公正取引委員会は、調査協力をした人にはインセンティブを与えようと。1番、2番、3番ではなくて、その後たくさんの業者がいるわけで、実はこうこうこれだけのことをやりましたと言って調査協力してくれた人には、さらにまけてあげようという制度を考えているんですよね。

そういう制度の中において、もう1、2、3の人は弁護士と相談して白状しているのでしょうけれども、それ以外の人は、5番目まではリニエンシーがある。ところが、それ以降にした人は全くインセンティブないんですよ。そうすると、捜査が長引くので、そういう人たちにインセンティブを与えようとしているんです。

つまり、いくらかまけてあげようとしているわけですね。ところがそのときに、5番目以降の 人は自分は調査に協力したほうがいいのか、これは黙っていたほうがいいのかとか、これは素人 はよくわからんわけです。カルテルだって、この商品について、今問われているのか、範囲はど こかとか、非常に細かな法律問題があるんですね。

要するにいろいろな商品がいっぱいありますから、類似のもので、どこを談合したのかというのは、これは専門家ではわからないですね。その範囲もあるわけです。東京地方でやったのか、 関西地方でやったのかと、いろいろあるわけです。そういうものは専門家でなければわからないわけで、そういうときに弁護士に相談したいわけですけれど、弁護士に相談したら、全部筒抜けになるようだったら、相談できないわけですね。

ですから、そこにこの弁護士依頼者秘匿特権を与えてあげようというのが、独禁法の公正取引 委員会ではそういうことをやろうというふうに今考えているんです。そういうことによって事実 を解明することができる。早く解明することができる。非常に捜査は短縮することができる。

それと将来のコンプライアンス意識を高めることによって、周辺の人たちにもカルテルの問題点を認識してもらうと。そういう意味において、この弁護士依頼者秘匿特権というのは、非常に大きな役割を果たすのではないかということが、今、日本では議論されている。こういう意味において、弁護士依頼者秘匿特権というのは、ある部分では非常に有用な制度になってきているということをご理解いただけると、ああそうかと、そういう面もあるのかと。何も隠すだけではないのねと。やはりそれは弁護士と相談して、こういうことを言ったほうがいいとか、これは関係

ないねとかいうことを整理してもらうと。そういうときに専門家に何でも話せる。でもそれは筒抜けだったら、それはやはり担当者は、こんなこと言わんほうがいい、言ったらあなたかどこかに飛んでしまうから言わんほうがいいと、本当のことを言わなくなる、隠したくなる。

だけど、何を言っても、それはもう弁護士に相談したことが何も漏れないことになると、全て 弁護士に話す。そうすると弁護士は、それをちゃんと的確に判断して、いや、これはあなた捜査 に協力したほうがいいよと、この場面ではあなたやったほうが絶対いいからと言って指導ができ るわけです。そうすると早く事件解明できる。それと将来的に、そういうことを指導受けた人は、 やはりこういうことはやってはいけないんだなとよくわかるわけですね。ですから、そういう意 味で有用だということが今言われている。これは一つの場面です。

(北川議長)

湯浅委員さん、ご納得いただいたでしょうか。

(湯浅委員)

ということは、一般的な弁護士と依頼人の秘匿特権の話の中で、とりわけ弊害が出ているのが、この刑訴法の局面とか、独禁法の局面で、今の独禁法の相談のお話だと、実際の接見のときにも、実はやっちゃったんだけど何とか刑を軽くする方法はないかみたいな相談がなされると。そういうときに弁護士さんが、一番こういう形でやるのが刑が軽くなると思うよみたいなアドバイスをするのがきちんと守られるように、こっちも独禁法の局面でもそういうのが実質的に守られたほうが、より法律的に適切なアドバイスができる。

なので、両方が問題なんだけれども、今たまたまこっちの独禁法のほうが問題になっているので、その話をしましたということでいいんですか。

(中本会長)

更に付け加えると、今国際カルテルで、日本だけのカルテルだけではなくて、国際的なカルテルがあるんですよね。そうすると、アメリカの弁護士に相談をしたら、それは漏れないけれども、日本の弁護士に相談したら全部漏れちゃうという、非常におかしなことになって、日本の弁護士に相談したらみんなバラバラッと漏れちゃったら、アメリカで秘匿特権があっても、それは何にもならんことになるわけですね。

それもやはり国際的に見ると、日本の制度は遅れているということで、もう日本の弁護士に相談したらだめだと。むしろこういうときになったら全て英米系の弁護士に相談して、ちゃんと対応してもらったほうがいいというのが、今、日本の企業の中でも常識的になっていて、本来、日本の企業の利益を守るのは日本の弁護士であるはずなのに、日本の弁護士が十分守れていないところが、実はこの制度がないということも大きな原因になっているので、我々弁護士としては、ぜひこういうものをつくっていただいて、日本の弁護士も海外の弁護士と同じ武器を持って、日本の利益を守りたいというのも、ちょっと答えとは違うかもしれませんが、敷衍すると、この制度がなぜ重要なのかということになると、そういう場面もあるということなんです。

(湯浅委員)

悪巧みしないから、弁護士を信用しろとそういうこと。

(中本会長)

そうそう、濫用はしないという前提ね。

(山本特別嘱託)

私も独禁法の事件を扱うんですけれども、アメリカと日本の両方で調査が同時に起こる。日本では、公正取引委員会が弁護士とのコミュニケーションを、提出命令で持っていくかもしれないので、アメリカの弁護士からの「こういうことありましたか」という質問や、あるいはアメリカ弁護士の意見、助言の内容などをEメールとか書面紙で送ってくれないんです。

日本に持ち込んでしまうと、日本の公正取引委員会が、それを持っていくかもしれないと恐れるからですね。アメリカの弁護士は、それを渡してしまうと、日本の公正取引委員会当局は持っていけるだろうというのをよく知っている。

だから、日系企業の米国子会社とアメリカの弁護士は相談しているのに、その情報を日本側に 書面紙で渡すと当局に持っていかれてしまうということで、日本企業には、親会社なのに、その 情報が来ないことが非常によく起こっています。

つまり、この制度は、弁護士に安心して相談するための制度ですから、民事でも刑事でも独禁 法でも全て共通しますので、何法の違反かもわからない依頼者が弁護士に相談するときに、相談 してどういうコミュニケーションをするか。こういうことがありましたかとか、なかったですか とか、これは関係ないとかいろいろやり取りが起こるわけですね。

そのときに、日本でも問題になるのですけれども、アメリカなど海外の弁護士が関係する場合は、実際に起きていることが日本に伝わらないというのが非常にはっきりする。実際にその意見書があるのにこちらに来ないんです、ということが起きてしまう。

実は日本の弁護士には守秘義務がありますから、アメリカの弁護士は「日本の親会社に渡さなければ構わない」いいと言って、日本の弁護士にだけ意見書などをくれる場合はあるんですね。すると、知らないのは日本の親会社だけということが起こる。それが、顕在化しているのがこの分野。しかし問題としては、本当は全分野で弁護士に安心して相談するための、全部に共通の制度です。

(北川議長)

どうですか。

(北川議長)

では、村木さん。

(村木委員)

手が挙がっていますよ。

(北川議長)

では、フットさん。

(フット委員)

この話というのか、この議論は、むしろアメリカから見ますとわかりにくいけれども、なぜわかりにくいかといいますと、アメリカのロースクールの教育では、アメリカの弁護士にとって秘匿特権はもう大原則である、と最初から教えられます。それはなぜ重要であるかというと、先ほど中川委員がおっしゃったように、信頼して相談できるからです。独禁法の話とか、刑訴法の話だけではなく、様々な、とにかく何でも弁護士に相談できて、これでいいのか、などということを。その情報が漏れるかもわからないと思うと信頼して相談できないわけです。ですので、自由

に相談できて、こんな行動で適切なのか、相談を通じて適切な行動ができるという前提です。何となく日本の議論は、聞いていますと、日本の弁護士は違法な行動をそそのかすというよう立場から考えられているようです。そもそも法曹倫理で違法な行動をそそのかすことはだめであるということで、アメリカでは秘匿特権の例外として、まさにそういう違法なことを進めたというようなことは、それは秘匿特権の例外となっています。しかし、それは例外であって、大原則は秘匿特権です。自由に相談できて、これでいいのかどうかという相談ができるという、そのための原則で、アメリカの弁護士からして、それは当然であり、日本にはないということを聞くと、本当にぞっとしますし、しかも、先ほどの話にあったように、情報を渡すと日本では日本のほうから漏れるかもしれない、と心配します。

これは、別に違法なことを勧めたからではなく、ですが、そのように情報が漏れてしまいますと、アメリカのほうで使われてしまうかもしれません。特に、アメリカの民事訴訟において、非常に幅広い証拠開示制度があり、秘匿特権の例外がなければ弁護士との相談の内容や弁護士のアドバイスが開示の対象となりえます。そしてその特権が存在しても、漏れてしまったものが証拠として使えることになります。アメリカでは、依頼人との間の相談内容やアドバイスが文書になったものだけでなく、口頭で依頼人との話の内容を第三者に伝えた場合、それも秘匿特権の例外になります。そのため、漏れてしまったらどのように使われるのかわかりませんし、ひょっとしたら、その中の情報は何か、ちょっと依頼人から聞いた話などで、何か不利益になるようなこともあり得ます。ですから、つまり、アメリカでは、漏れてしまったものに特権は与えられないということになりますので、アメリカの弁護士が非常に神経質になります。

ですのでアメリカから見て、日本のアプローチがわかりにくいというより理解しがたいものです。これは2年前に私はワシントン大学で教えていたときに、日本の弁護士の指導生が、まさにこの問題について論文を書きましたけれども、その時点で初めて認識しました。日本に秘匿特権がないというのはその時点でわかって、あんまりにも考え方というか、背景が違うので、アメリカからしますと、確かに日本は遅れているというように見えますが。

ちなみに、もう一つ、医者と患者との間のプリビレッジ、同じような秘匿特権もありますけれども、それも自由に医者に相談できるという原則に立っているものです。そのほかにも、会計士と依頼人との間も同じような特権を認めるかどうかという議論もあります。それも同じように自由に相談ができて、信頼して相談ができるという原則に立っているものです。

(北川議長)

よろしいですか。

(村木委員)

およそ弁護士たる者の仕事の性格として、こういうことが必要だと、他の国はそういうふうに 考えていているということは、よく理解をしたとして、そうすると日本でもしそれを入れようと 思うと、実際にはどういう形が考えられるのですか。刑訴法の中にこれがあるからと言うふうに するのか、個別の法律に、例えば独禁法に何か規定を入れる、そうやって全部個別に入れていく のか、どうことを想定して、今こういう議論されているのか。

(出井事務総長)

民事訴訟法、刑事訴訟法、それから行政手続法、そういう一般法に入れるというのが一つです。

あとは、この個別法で独禁法に入れるとか、そういう形で個別法に入れていくというのも一つの やり方です。

(北川議長)

今回、ここのテーマになったのは、今国際的ないろいろな問題があるうちの一つとして取り上げていると、そういう意味でよろしいですね。

(中本会長)

そうです。国際的な活動を強化する上で、やっぱりそうでない、日本の弁護士にツールがない ということが、活動を弱めているわけです。

ですから、こういう意味で、これは依頼者のためにもなるし、もちろん弁護士が活動を範囲を 広げるという意味でも、こういうツールは持たなければいけないと。やはり、国際標準として持 たなければいけないということを言っているわけです。

一応、政府のほうも、ある分野においては、それは当然必要だということで、特に公取などは、 ある部分で認めようという動きが今あるわけで、それをもう少し広げていかなければいけないと。 一遍にボンと広めることは、なかなか今までの日本の独特の法規範の中では、少しまだ時間がか かりそうだという感じですね。

(北川議長)

それでは、次の議題も時間が、どうもすみません。どうぞ。

(神津委員)

刑訴法の関係が志布志事件で、スライドの3ページ、4ページがあって、ちょっと確認のようでもあるんですけれども、これって結局、7ページにあるように、実際には裁判所のほうの判断で、事実上これは秘匿特権に関して否定的なことになるのでしょうけれども、未だにこれが普通になってしまっている、そういう理解でよろしいわけなんですよね。

(片山座長)

その点につきまして、お手元の資料に、私が執筆した刑事法ジャーナルの論文を付けているのですが、実は先ほどの裁判ほど簡単ではなくて、秘匿特権に関する判例としては、幾つかの類型はあるのですけれども、全体の流れとしましては、秘密を実質的に保障する流れはございます。

特に下級審の中に、判例はバラバラ分かれておりますけれども、全体としては秘密を実質的に 保障しようというそういう流れになってございます。まだ、おそらく確立したものというわけで はございません。

(神津委員)

確立したものでもないので、独禁法の内容と考え方と通底しているという、そういう問題ですか。

(片山座長)

はい。

(北川議長)

それでは、関連しておりますので、次の議題に入らせていただきたいと思います。次は、「国際機関における弁護士の活動」を検討していきたいと思いますので、ご担当の方、ご説明をお願いいたしたいと思います。

(幸寺副会長)

それでは、幸寺のほうから、ご説明をさせていただきます。今からのお話は少し一般的でございますので、秘匿特権よりも少しわかりやすくなると思います。ご説明をさせていただきます。

はじめに会長から、日弁連の活動についてお話をいただきましたが、その中でも、本日お話をするのは、当日配付資料の 53/58 からのレジュメに書いてございます、先ほどご説明にございましたように、国際機関における弁護士の活動ということと、法整備支援ということで、二つに絞ってお話をさせていただきたいと思います。

このレジュメに従いまして説明させていただきます。当日配布資料の 53/58 でございます。日本の弁護士、弁護士出身者による国際機関での活躍というのは、国際貢献の観点から望まれているということで、日弁連でも支援をしています。

事前配付資料の30/46あたりのお話をこれからさせていただきます。日弁連では、国際機関で活躍をされる会員のためにいろいろな支援をしておりまして、国際公務キャリアサポート部会というところで、国際室と連携をしてやっております。

今までは、個人がいろいろと応募されて、応募された後、日弁連で支援していくというパターンが多いのですけれども、なるべく活躍されるような方を日弁連でも積極的に見つけて、育っていってもらうというような支援が必要ではないかというような議論も最近ではしております。

そこのレジュメにございますように、必要な能力としてはまずは語学力。昨年、私は世界銀行で働いておられる女性の方とお会いしましたけれども、英語はもちろんだということで、できればもう一つフランス語とか、スペイン語、イスパニア語とかという風におっしゃっていましたが、二つの外国語というとなかなかまだまだハードルが高くなるわけですが、少なくとも英語の語学力は最低限必要であるということです。

われわれの業界は一番、英語という意味では遅れている業界でございまして、もちろん、先端で渉外案件とか、国際機関で働いておられる方は優れた英語力をお持ちですけれども、弁護士一般からすると非常に遅れた業界だというようなことで、そういう底上げも含めまして、語学というのは大事だろうということでございます。

それから、専門性ということで当然法律の問題がございます。専門性の基本になるのが、後でも説明しますが、国際公法ということで、今まで国際公法について、少し手当をするのが薄かったのではないかという反省も踏まえ、国際公法の講座など最近では設けております。

実際には採用システムを知って、そこに応募するということになりまして、具体的にはそこに書いてございますように、JPO、外務省が実施しておられる将来国際機関で働く若者のために2年間派遣する制度でございます。その他国連事務局のYPP、このような応募に立候補して働いていただいている会員の方も何人かおられるということでございます。

下の段の情報提供の話でございますが、まず会員ホームページで、情報提供をしております。 それから、国際機関で働きたいという方には、リストサーブということで名簿に登録いただきま して、登録いただいた方々には、必要に応じて採用情報とか、セミナーの情報というものを発信 しております。

それから、各種セミナーということで、国際機関のキャリアセミナー、これは講師として外務 省とか、JPO 派遣者の方に来ていただきましてセミナーをしております。事前配付資料の 41/46 にセミナーのチラシがございますが、あとは 42/46、これも国際分野で活躍するセミナーということで、参加費 1,000 円となっておりますが、一昨年までは 5,000 円だったのですが、若手にも参加いただくということで 1,000 円に値下げをしたという経過がございます。法務省とか外務省の方々と協力をしまして、このようなセミナーをさせていただいています。

それから、レジュメの 54/58 に移ります。会員の研修・能力向上の支援ということで、先ほど 少し話をしましたが、国際公法の連続講座ということで、国際公法に少し力を入れて講座を組ん でおります。

それから、事前資料の44/46からの資料で、公法の実務研修連続講座のチラシがございまして、45/46にはその講師陣の方々の講演の内容が書かれてございます。

それから、2番目としまして海外のロースクールへの推薦留学制度というのがございまして、 人権擁護、国際協力、国際貢献などの公益活動に取り組んでおられて、また海外でさらにその活動を研究しようと、深めようという方々のために、こういう推薦制度がございます。現在、ニューヨーク大学、カリフォルニア大学バークレー、イリノイ大学、エセックス大学という4校と、こういう留学制度の提携をいたしております。

一方、公益活動とは少し違う感じで、いわゆるビジネス執行分野についても留学制度がございまして、シンガポール国立大学の LLM に推薦の留学制度を設けておりまして、100 万円まで支援をするという制度がございます。

それから、英語教材の作成については、eラーニングの英会話講座がございます。現在はライティング編を作成中ということです。このように国際機関で活躍いただく会員を育成するということでいろいろな活動をしておりまして、実際に代表的なご活躍をいただいて、またいただける会員の方々のお名前を書いてございます。林陽子先生、それから大谷美紀子先生は、最近、非常に話題になっておられる、国連の子どもの権利条約委員会の委員になられたということで、先日も朝日新聞のフロントランナーに特集をされておられまして注目を浴びておられます。

それでは、次に 55/58 の国際司法支援についてお話しいたします。日弁連では、20 年ほど前から、主にアジア諸国に対する国際司法支援、法整備支援ということで活動を行っております。

事前資料の 19/46 あたりから詳しく書いてございますけれども、まさに今日のテーマと関係します。

(北川議長)

これは次の議題にいっているわけですね。今は、最初は国際機関における弁護士の活動で、次に、法整備の支援というそこへ、テーマは別でまた引き続きご説明と、それでよろしくお願いします。

(幸寺副会長)

すみません、引き続いて国際司法支援の話をさせていただきます。日弁連としましては、基本的人権の擁護と社会正義の実現ということを使命とする人権事業として、政府と異なる立場から政治的に中立を保つということで、この政治的中立性を保つというところが重要であろうという風に思いますが、市民の支援の活動とか、また司法アクセスの担い手、また人権擁護の担い手であります海外の弁護士、弁護士会に対する支援、弁護士制度の構築、そういうところの支援をしております。今日のテーマ「国際化時代の弁護士の役割」という意味では、基本的人権の保障、

それから恒久平和主義、法の支配、こういう基本理念の目的を実現するための活動ということになります。

下のところへいっていただきまして、支援実績ということで①と②とございます。かなり重なる部分がありますけれども、アジア諸国に対する支援ということで、JICA さんと連携しながら、そこに記載してあるような海外で支援をしているということでございます。

特徴的なところをお話ししますと、例えばラオスなどは、毎年東芝の財団、公益財団法人東芝 国際交流財団という民間の財団からの支援もいただいて、日弁連と一緒にラオスの支援をしてお ります。

それから、モンゴルは、JICAの長期派遣と同じ話になりますけれども、2年ほど前に日本の調停制度を基本にモンゴルで調停制度をつくられて、今非常に機能しているということです。日本では、当事者は同時に同席するということはあまりないのですけれども、向こうでははじめから同席調停ということがされているようで、しかも一回で成立するということが多いというふうに聞いておりまして、むしろ日本より非常に機能しているというような状況です。もちろん国民性とか、その辺の違いがありますけれども、日本の調停制度を大いに参考にされてつくられた制度であるということです。

それから、2のほうの JICA の国際司法支援のプロジェクトへの協力と連携実施ということで、 長期専門家派遣は先ほど申し上げたモンゴルなどがその代表でございますが、詳細は 21/46 に各 国の詳細な資料が出ておりますので、またご参照ください。

それから一方、日本で研修をする本邦研修というのがございまして、2010 年、ベトナムから来られておりまして、私も講義をしましたが、特にベトナムは当番弁護士制度に関心が深く、被疑者国選制度から更に今度はいわゆる当番弁護士制度をベトナムでやりたいということで、今年日本に来られて勉強して帰られたということです。また今年の夏には、多分日弁連から逆にベトナムへ行って当番弁護士のことについて、研修をしていただくと聞いておりまして、日本の制度を参考にされて、向こうで研修をするということでございます。

それから、ラオスでは、日本の司法研修所を参考にするため、日本での研修では模擬授業みたいなことをして帰っておられます。実際、過去ラオスでは、日本みたいに法曹三者での研修はなかったようですけれども、日本の研修制度を参考にして、法曹三者同時に合同で研修するというようなことも始められたようです。

それから、モンゴルの方が来られたときは、株主代表訴訟ということで研修して帰られました。 その他 JICA が実施する各種のプログラムへ参画をする。これは 56/58 でございますが、このよう に国際司法支援の担い手の育成が重要であるということで、研修を実施しましたり、国際司法支 援活動弁護士登録制度ということで、国際司法支援に興味ある方々に登録いただいて、活動して いただく方の養成ということにも力を入れております。

このように国際活動を日弁連でも非常に積極的にやっておりますが、その基本になるのが 13/46 に記載されています、いわゆる国際戦略 (MISSION STATEMENT) というのを昨年つくりまして、ここに書いてございます活動の基本方針に従って、日弁連のほうでも活動をしているということでございます。以上、簡単でございますが、報告をさせていただきました。

(北川議長)

どうもありがとうございました。今、続けて二つご説明いただいたので、まず、最初に国際機関における弁護士の活動という点で、ご議論をいただきたいと思います。それが終わって、法整備の支援に移っていきたいと思いますので、まず最初に、国際機関における弁護士の活動について、ご意見等ございましたらご発言をお願いしたいと思います。どうぞ。

(井田委員)

どうもありがとうございました。私もブリュッセルに駐在しているときに、ハーグに国際司法機関がいくつかあって、裁判所ですとか、そういう調停をする機能ですとか、あとは、スイスのジュネーブに国連の人権救済機関がやはり集中していて、そういうところで、例えば国際司法裁判所とか刑事裁判所で判事として行かれるという、すごく高い地位で行かれるというのはあるんですけれども、本当にスタッフの方が少ないと。そういう人たちを支える若手の人で、日本人の人に会ったことが本当に少なくて、国際刑事裁判所とかですと、アメリカが入っていないので、日本が拠出額では一番期待されている国なんだと思うんですけれども、スタッフで見たのは本当に数人で皆さん話を聞いてみると、日本の法曹教育の枠ではないところから、海外の大学で勉強されてそのままそういう畑でいろいろなところで活躍されている方々で、たまたま日本人の方だったという、そういうことだったので、何でなんだろうとずっとこの数年来考えているわけなんですけれども、これはいろいろなサポートを今、日弁連でされていると聞いて、そもそも志望されている人がいるんだけれども、採用する側がなかなか採ってくれないとそういうことなのか、それとも志望する人がうんと少ないということなのか、どっちなんだろうということと、その理由ですね、採用されないんだとしたら、それは個々の機関に聞いてみるしかないですけれども、どういう背景があるのかというあたりをもう少し詳しく教えていただけますか。

(山本特別嘱託)

山本のほうからご説明させていただきたいと思います。まさにそこが極めて大事というご質問をいただきまして、今日の資料を見ますと 53/58 のところに、必要な能力・知識というふうにありますけれども、語学力が必要なのは、これは誰でもわかる。国際機関で働こうと思えば英語。プラスアルファが必要だというのは、少し調べなければわからないかもしれませんが、語学力が必要だというのは誰でもわかることです。その次に専門性、そして独特の採用システムというのがあります。例えばですけれども、JPO 派遣、これは日本政府と各機関が連携している制度ですけれど、これには 35 歳という年齢制限があります。その下の国連事務局 YPP というのは、これはかつて競争試験と呼ばれていたもので、32 歳の年齢制限があります。この YPP は国連が持っている制度です。このように、それまでにどういう経験を積んでいる必要があるかかが、募集要項に書いてあるんですね。

そうすると、32 歳、あるいは 35 歳の段階で、例えばミャンマーの現地経験が2年ある方がいいんだと書いてある。そういうことを32歳で言われても困ることになるわけですね。実は、アメリカやヨーロッパでは、比較的こういう情報が、先輩が多いということもあって入手しやすく、ロースクールの時代にこういう経験をしておけばいいんだなとか、実際に応募する前の5年10年のスパンで皆キャリアを構築している。語学だけではなく、専門性の面でも、例えば国内で案件をやるときに、国連でも将来難民問題をやりたいので、UNHCRに行きたいという人だったら国内でも難民事件をやればいいという比較的単純に分かるものだけではないので、日本でどういう案

件をやっていくと国連に応募するときに役に立つかというのが分かっていれば、そうした経験は 実は積めるんです。日本でもそういうことをやっている NGO がありますし、あとは海外での経験、 先ほど幸寺副会長から二つ目にお話があった国際司法支援というのも非常に重要で、カンボジア で法律整備の支援をしたことがあるというと、これは将来国際機関に応募するときに役に立つわ けですけれども、そういう情報をなるべく早めにお伝えして、そういう経験を積んでいただける よう助言したり、弁護士会が支援したりすることは、これまで必ずしも十分ではなかった。こう いう採用システムを日本から見ると、独特といいますか、ちょっと準備しておかないと対応でき ないというシステムになっているんですが、欧米では実は普通のことです。つまり、日本は終身 雇用型の「会社に就職する」という発想がありますけれども、アメリカならば、例えばジャーナ リストはジャーナリストの学校に行ってジャーナリストとして一生やっていく、どこの会社に行 くかというよりもジャーナリストとしてそういう世界でやっている。ロースクールに行くと自分 は子どもの権利の分野に行くんだと考えていれば、あるときは NGO、あるときは国際機関、こう いうキャリアイメージで考えるのですけれど、日本の若い人にそういうイメージを伝えるという 部分がまだまだ十分ではなく、日本では、どこかの法律事務所に就職すればおしまいというふう に、もし思っているとすれば、それは国際機関では対応できないということになりますから、そ のあたりのギャップを埋めて底上げしていくのが今の課題となります。

(北川議長)

よろしいですか。

(井田委員)

はい、そうしますと、どうなんでしょうか、両方ということですかね。私がお聞きしたアプライしても採用されないということなのか、そもそもそういう応募する気がないというか、あまりそっちに関心がないないというのでいうと、両方のケースがあるということ。

(山本特別嘱託)

はい、両方のケースがあります。多くの場合は、相談を受けたときに、今からだったらこうやれば頑張れば何とかなるかもしれないけれども、もう5年前に相談を受けたらもうちょっと違うアドバイスができたのになあ、というケースもあるのが、実際のところです。

おそらく採用側も、一般論としてはまさにご指摘あったように、例えば国際刑事裁判所(ICC)については、日本は最大の予算拠出国です。実は国際機関側も日本人を採りたいというふうに思っているのですが、いい人が来ないという部分もある。(日本人志望者と他国の志望者が)採用の場面での競争になると、例えば、国際刑事裁判所というのはアフリカの事件が多いので、採用側としては、この人はアフリカに行ったことがあるんだと、現地経験があるんだという人を、経験がない人よりも優先したりするということがある。日本人は、法律家としてのキャリアプロセスの中で、アフリカに行くというのは、やはり意識して努力しないと経験しない。

ただし、その努力の仕方を事前に知っていれば、アフリカの NGO で司法に関連する分野、そういう NGO は実際あるわけなので、じゃあ若いときに2年間そこへ行くというふうに、イメージできていれば準備できるということがあり得るのですが、それはまだまだ限られていて、気づいた人はやっているけれども、まだ非常に少ないということになります。

(井田委員)

それぞれの人の生き方の話にもなってくるので、こうあればいいというものでもないのかもしれませんけれど、やはりそういう経験を3年とか5年なり積んだ人が、また日本に帰ってきて、そういう話をしたり、自分の実務に活かしていただけるというのが理想的かなと思ったので聞いてみました。ありがとうございます。

(北川議長)

どうぞ、ほかに。では、フットさん。

(フット委員)

似たような質問か、あるいは感想ですが、実は90年代、私はワシントン大学で教えていたころ、指導生に日本の地方自治体の公務員がいましたけれども、どうしても国際的なことをやりたくて、まずはLLMのプログラムに入学しました。しかし、当時は国際機関ですと、それだけでは足りないということがわかって、改めてJDプログラム、3年間のアメリカのロースクールのJDプログラムに入学したわけです。それを出てから、いろいろと苦労しましたけれども、いよいよ国連関係の機関に就職できましたけれども、彼の経験を見てどれだけ大変な道であるか、痛感しました。まずその条件が難しいということですが、それに加えて彼は十分情報を持っていなかったということももちろんあるわけです。その間、20年ぐらい、あるいは20年以上が経っていますが、今日の資料に海外ロースクール推薦入学制度ということは書いてありますが、この入学制度は主にLLMだけですか。この制度を経験した人で、国際機関に就職できた人は、どのぐらいいるのかという質問です。

もう一つ、これは海外ロースクールですが、日本国内において、ロースクールに限らず、大学でこういった国際機関に就職を目指すためのプログラムで、特に注目すべきプログラムはありますでしょうか。

(山本特別嘱託)

海外ロースクール推薦入学制度、この日弁連の制度は、LLM のマスターが取れるものと、そうではなくてビジティングスカラー、つまり客員研究員という形と、両方ありまして、特にイギリスのエセックス大学のロースクールの関係では、国際人権分野に LLM のプログラム自体が特化しているので、これは比較的国際機関にその後つながりやすいプログラムではあると思います。

ただ、日弁連の推薦入学制度を利用した人は、その後、国際機関に実際に入って活躍している ということは、情報が足りないということもあるのですが、私自身は把握していませんので、い らっしゃるかもしれませんが、ちょっとわからないところです。

日本の国内で、国際機関の関係で注目すべきプログラムを持っているところはあり、私が知っているのは例えば神戸大学などです。あるいは慶応や早稲田のロースクールでは、国際的なことを非常に意識したコースもあり、例えば早稲田のロースクールには、プログラムとして海外 LLMを1年折り込んだ形になっているものもあります。ただ、すみません、この点につきましても網羅的な情報は持ち合わせていないので、ほかにもあるかもしれません。

(道事務次長)

山本嘱託が申し上げたとおりで、日本のロースクールそれぞれ、もうフット先生に申し上げる ことではないのですが、国際的な人材養成のためのプログラムを用意はしてはいるのですが、な かなか法科大学院にいる間に、そういった司法試験と関係ない科目に、どこまで力を入れられる のかというと、現実はかなり難しいと。今ご紹介のあった早稲田では、交換留学的なプログラム も利用者が減っているというふうに聞いています。

(フット委員)

1点だけ、むしろロースクールよりも学部時代、特に32歳、35歳ということを聞きますと、学部時代から目指すならこういう条件であるなどという、そういった教育は、極めて重要なのではないかと思いますが、それはどのように進めればいいのか、もしもアドバイスがあれば、ぜひ。

(山本特別嘱託)

1点だけ補足しますと、確かに JP035 歳、国連競争試験 (YPP) 32 歳というふうに申し上げたのですが、それは、これらの制度を利用する場合のことです。その上のポストがないわけではない、つまり年齢制限のないポストも含めて存在するんですけれども、現実に日本人が、これは法律家に限らず、日本人が国際機関に入る入口として多いのは、やはりこの JP0 という制度なので、そうすると 35 歳というのは一つの目安にはなるということです。

そういう年齢のことを考えると、まさにご指摘のとおりロースクールだけではなくて、それ以前からの、学部時代の取組というのは非常に重要だと私も思います。

(北川議長)

どうぞ。

(松永委員)

ちょっと教えていただきたいのですが、海外ロースクール推薦留学制度、100 万円を活動支援 費というふうに出ていますけれども、この額は、客員だったら授業料がかからないからなんです か。

(道事務次長)

それは、それぞれプログラムによって、いろいろでございます。ビジティングスカラーの部分もあれば、LLM のところもあるので、それに応じて授業料とか、滞在費も場所によって変わってくるのですが、それがどこであろうとも、いくらかかろうとも、それにかかわらず、日弁連としては1人に対して100万円をお支払いするという制度でございます。

(松永委員)

あまりよくわからないのですが、随分少ないように感じます。国際的にという意気込みからすると、どうなんでしょうか?

(道事務次長)

渡航費や滞在費などを考えれば全くもって自弁の割合が高いわけでございます。一方でなるべく多くの方にご利用いただくために1件あたりの支援費は、この程度にさせていただいています。 (松永委員)

その割には一期で2人とか、3人とか、人数も決して多くはないですね。

(道事務次長)

それはそうですね。そうはいっても、少しずつ拡大させていただいているところでございます。 あとは会内の予算をどこに手厚く充てるのかという政策判断の問題なので。

(松永委員)

ロースクールで 100 万ということは、そんなにインセンティブにはならないのでは。

(道事務次長)

ただ、これの対象とならない多くの会員が、それこそ全部自費で、日弁連には全く頼らずに留学をして帰ってくるという現状がありますので、そういった人も同じ会員なので、バランスということも考えると、そんなにたくさん出せないかもしれないとも言えます。

(北川議長)

あとはどうですか。ご意見。どうぞ、中川さん。

(中川委員)

こんなこと言っていいのか。今日の議題が国際化時代の弁護士の役割を考えるということでしたので、国際機関への派遣とか、あるいは公益活動とか、あるいは留学とかいうのも大事だけれども、もうちょっと大きな問題があるのではないかと思いまして、そこに言及していいのかどうか、議長にお聞きしたいと思っているのですが、どうでしょう。

(北川議長)

一切際限なく、どうぞ。

(中川委員)

そうですか。それでは、ちょっとお話ししますけれども、さっき会長からもお話がありましたけれども、こういう弁護士としての人権活動とか、あるいは国際機関への貢献とか、これは本当に大事な問題でして、今後もできるだけやっていただきたいと思うわけですけれども、やはりもうちょっとグローバルな目で見ますと、経済セクターへの法的ニーズというのが圧倒的に大きいわけですね。全然大きい。

それは、日本もちょっと考えればわかるのですが、例えば日本の海外生産比率というのは、今25%ぐらいになっていますが、4分の1ぐらいは、海外でものをつくっているという時代になっております。自動車みたいに7割以上海外でつくっている、日本に本社を置いておく意味がほとんどないというような会社もあるぐらいで、当然のことながらそこへ100万人以上の日本人、その家族が行って日夜活動をしている。

そうすると当然のことながら、そこで多様な法律問題がいっぱい起こっている。これを誰がどういうふうに解決しているんだろうかということについて、あまりクリアなイメージがないんですね。

それは何でかと。日本の中での法律問題というのはすぐにイメージできますけれど、海外では どういう問題が起こり、それを誰がどういう方法で解決しているのだろうかということになりま すと、非常に漠然としませんか。私もよくわからないですね。

これは、私もわかりません。多分会社の規模によって違うと思うんですけれども、大手の会社は、自分の法務部とか何とかという専属の部署を持っていて、そこに問題を集中し、多分現地の弁護士さんとのコンタクトによって、それぞれの問題を解決していると思います。

けれども、中小の会社になりますと、そういう組織なり、コネクションありませんから、結局、 現場なんですね。あるいは、その本社の適当な判断で適当に解決しているのではないかというふ うに思わざるを得ないですね。これは結局、社会的なコストといいますか、全体から見ますとす ごいロスになっているわけらしい、決していいことではないと思います。

これはやっぱりここを何とかしなければいけないと。ここに法律家の出番といいますか、法曹の

出番があるわけで、そこを直視せずに、何とかしているというのはやはりよくないと思うんですね。これはどうしたらいいのかということについて、やはりもう少し何といいますか、本腰を入れてというか、頑張っていただきたいというのが私の本音なんですけれど。

ただ、これは弁護士会が頑張っても、そう簡単に片付く問題ではありません。さっきからお話が 出ていますように、根本的には教育の問題というか、ロースクールで言葉を教えませんし、海外 センスとか海外のことについての教育というのはほとんどないわけですよね。

だから、そういう人たちが法曹になっていくわけですから、いきなり法曹になったから、お前 国際的な仕事をやれといったって、それは無理なわけです。だからやはり根本のところから、国 際化ということについて、目を向けていかなければいけないというふうに思うんですけれども、 そういうことが、我が国では残念ながら非常に少なかったと思うんですね。

ただ、こういうことは言えると思います。例えば、今、企業法務に進出している弁護士さんというのは 2,000 人近くになりましたよね。あれも最初はどうかなという感じでしたよね。だけども非常に短い期間の間に、2,000 人近くまでぐっと増えてきたわけです。これは、多分これからも増加していくと思いますし、長い目で見たら、企業の法務の人には、それが全部弁護士有資格者に置き換わるときも来るような気もするんですよ。欧米のトレンドを見ていますと、そういうことになる。

それと同じように、海外の仕事について、今企業が自分の責任で自分の人材を育て、人脈を形成していますけれども、これは非常に不効率なんですね。やはりそこのところは、専門の法曹の方がやっていただくのが一番いいというのに決まっているわけです。

ですから、やはり弁護士さん自身の、これは僕は心の問題のような気がするんですよね。自分たちがやっていくと。そこのところも、自分たちがやっていくのだという風に心を切り換え、心というとおかしいんですけれど、意識をそういうふうに向けていけば、必ずこれはできる問題だし、しなければいけないと思っておりまして、大きなプロジェクトになると思うんですけれども、弁護士会全体がそういう方向にトレンドを切っていただきたい、舵を切っていただきたいと思っております。

(北川議長)

これは会長さん。

(中本会長)

ありがとうございます。まさに、それでやっているところでございまして、これを話せば1時間ぐらい私喋れるんですけれど、エッセンスだけ、世界のリーガルサービスの売上はどのぐらいで、どういう人たちがそういう売上をしているかという数字を見ると、2015年の全世界のリーガルサービスの売上金額は日本円にしますと74兆円にもなるとのデータがあります。それによると、そのうち52%がアメリカで、10%がイギリス、日本はわずか1%ぐらいしか売り上げておりません。

日本の企業は、例えば、クラスアクションでトヨタが消費者に払ったのが 1,000 億円だとか、 あるいは罰金で同じリコールの事件で 1,000 億円ほど、例えば司法省に罰金を払ったとか、ある いは信託銀行に 2、30 億円払ったとか、あるいは、一つの事件でそのぐらいアメリカの消費者や アメリカの政府に払っているわけで、それを全部カバーしているのはアメリカの弁護士です。そ の売上たるやものすごいことです。

それから、先ほどから言っている国際カルテルを見たって、自動車部品メーカーは、5年の間に4,000億円から5,000億円ぐらいの制裁金や罰金をアメリカ、カナダ、インド、中国、ロシアなどの国々に払っています。それをカバーしているのは、ほとんど英米系の法律事務所なんですね。その他にもPL訴訟がいっぱい起こっていますけれども、ほとんどそういうものは、アメリカなり英米系の弁護士が、そういうケアをしている。その売上が、まさに50数%であり、10%になるわけですね。

1%しか日本の弁護士が売り上げていないのはなぜかというと、国際的な分野にほとんど売上が及んでいない。国内だけでしか売り上げていない。そういうところに日本の弁護士の売上の比率が上がらない原因があるのだと思います。そこはやはり日本の企業が海外でいろいろ日本の弁護士に本当は相談したいんだけれど、日本の弁護士に相談するにはいろいろな条件が備わっていないのではないかと。

例えば、弁護士秘匿特権すらない。証拠収集だって、ディスカバリーという制度に日本の弁護士は慣れていない。それから損害賠償制度だって、日本は非常に小さな損害しか認めない。そういうところでは日本の弁護士が慣れておらず、日本の弁護士を起用することはできない。大きな懲罰的損害賠償とか、そういうものに慣れている弁護士を、やはり国際的なビジネスの中ではそういう人を使うわけですね。

ですから、そういう意味では、これはまさに日本の弁護士が活躍するためには、日本の司法制度をある程度変えて国際標準に近づけない限りは、やはり日本の弁護士は活躍できないのではないかと思うのです。

ただ、日本の企業は、それは思っていたとしても、やはりそういうディスカバリーの制度だとか、損害賠償制度だとかいうことを改革することについては、特に経営者の方々は、アメリカ等でクラスアクションやら何かでひどい目に遭っているとも思っていますから、そういう制度を日本に設けることには、抵抗があるんですね。

だから、日本の司法制度を改革することについて、いや結構ですと、証拠収集だってそんなのいりません、ディスカバリーなどいりません、そんな損害賠償制度の改革などいりませんというふうになりがちなのです。そういうところを、今、意見交換をして、そうではないですよと、皆さん方が海外でいろいろな目に遭っているのは、やはり日本にそういう制度がないので、対応の仕方が分からないことも一因なのだと。コンプライアンスだって、日本では風評被害でつぶれる会社はあっても、コンプライアンス事案でつぶれることはあまりないのではないでしょうか。制度をつくらない限りは、日本の法曹が海外に出ていくだけのツールに慣れていない、ツールを持っていないから活躍できないのではないか、ということをずっと言い続けているんです。

決して、その問題を忘れているわけではなく、むしろそれは本題かと私は考えて、それをこの数年間一生懸命言っている。今、頑張っている途中なので、決してこれを日弁連はおろそかにしているわけではなくて、まさにこれは本丸だと思っています。

(北川議長)

中川さん、ご納得いただけたでしょうか。

(中川委員)

ご納得というかね、10年前に僕は、この問題同じことを申し上げたんですよ。そのときは、無関心、無反応でした。今会長がそういうご発言があって大変僕はうれしい。やっとこれで弁護士さんも、問題点がわかっていただけたかなという感じが、非常に強くしまして、大変うれしいです。

ただ、ちょっと違和感があるのは、企業は制度を求めているのではなくて、人材を求めている んです。ですから、そこのところをちょっと切り替えていただく、そっちのほうもよく考えてい ただいたほうがいいね。

(中本会長)

それも並行してやっているんですよ。

(中川委員)

制度は、やはり二の次なんですね。今全く足らないのは人材なんです。だから、頼む人がいないわけです。四大事務所のちょっとした人はいますよ。だけども、本当に細かな問題で、身近にそういう人がいるかというといないですよね。ここが最大の問題になっていますので、それをどうしたらいいかと。

(中本会長)

海外展開に強い法曹をどう育てるかについても今議論しているところなんです。

(道事務次長)

中小企業支援につきましては、37/46に記載があります。

(中川委員)

知っています、私もよくわかっています。だけども、そういう問題ではなくて、どういうふうに育成するかという、人材育成のことですよね。これは日弁連さんだけの問題だけではなくて、さっき言いましたようにもっと根が深いですけれども、だから経団連とか、法友会とか、ああいうところともよく話をしていただいて、一緒にやはり人材を形成していくという方法がどういうのがあるかというのをぜひやっていただきたい。

(中本会長)

順次、例えば四大事務所と日弁連の意見交換であるとか、ユーザーとの意見交換であるとか、 経団連との意見交換などを通じて、何を求めているのかということを今いろいろと議論をしているところなんです。何とかここを、私あと1年間任期ありますので、その間にある程度のモデルをつくったり、プランをつくったりしてこの問題について、基本的にこういう方針で取り組もうということを確立したいと思っております。

(中川委員)

それから海外の事務所との協定関係とか、それから海外の方も日本の弁護士さんに頼みたいことがあるのではないかと思うんですよね。それは受け皿が本当にあるんですかと。どういうふうにそれを四大事務所でなくて、やはり小さな事務所でもそれを受けるシステムが何かあるのではないかと。

(中本会長)

おっしゃるとおりです。インバウンドの問題もありまして、観光客が 2,000 万人、4,000 万人、 5,000 万人来たときに、日本でトラブル起こったときに誰に相談するのかと。英語も話せない弁 護士ばかりだったら、相談ができないじゃないかと。やはりインバウンドの問題についても、や はりきちんと英語が普通に話せるような法曹をある程度育てなければいけない。

それから、日本に来る企業も日本の法制度、日本の仕組みをちゃんと説明できる弁護士を育てない限り、海外の企業を誘致することができないのではないかということも言っています。

(中川委員)

そうですよね。

(中本会長)

ですから、インバウンドの問題も非常に重要な問題です。

(北川議長)

どうぞ。

(フット委員)

確かにトラブルが起きた場合の相談なども非常に重要ですけれども、何となくアメリカの弁護士が、先ほどの 52%でしたか、あの話でビジネスアドバイジングを中心に企業の合併ですとか、企業の買収ですとか、そういった分野が非常に強いということであって、ですので海外を考えますと、日本の企業のアウトバウンドのそういったアドバイジングなり、そのような仕事も非常に重要になってくるだろうと思います。確かに四大事務所、今は六大でしょうか、で、取引関係、あるいはビジネスアドバイジング関係の仕事を中心に行っていますので、ますますそういった分野に強くなっていくだろうと思います。これまでの日本の弁護士のイメージは紛争解決であったり、あるいは訴訟担当のイメージであったりしましたが、国際関係の分野で重要になってくるのは、それよりもむしろビジネスアドバイジング的なものです。例えば、シンガポール、東南アジアなどのビジネス環境をよく知っていて、法律もよく知っていて、日本との間の仲介役ができるようなことが期待されるだろうと思います。

関係しますが、先ほどから統計を見ていましたが、これは今日の資料の36/46にありますが、 法律事務所が持つ、主な海外拠点に関する統計があるわけです。このに載っているのは一部の回 答によるものだけであるのはわかっていますが、これだけ少ないのか、と思いました。企業法務 部には、すでに2,000人ぐらいの社内弁護士がいるわけですね。そのなかで海外に行っている弁 護士は相当いるだろうと思いますが、その仕事はおそらく訴訟関係ではなく、むしろビジネス関 係だろうと思います。ですからこれから、国際関係を考える上では、むしろイメージとして弁護 士はトラブル解決、紛争解決というよりも、ビジネスのアドバイジングのイメージが重要になっ てくるのではないかと、私は思っています。以上です。

(中本会長)

おっしゃるとおりです。だけど、ここはビジネスは、金融と法制度全部ひっくるめたアドバイスができないといけないので、そこは英米系の法律事務所が非常に今までのキャリアを持っていて、いろいろなネットワークを持っているので、日本の法律事務所がそういうところをまだ持っていないので、どうしてもそのビジネスのところについては英米系の事務所が強いというのは、これは実態なんですね。一朝一夕にそう、日本の弁護士がぽんと入っていくのは、なかなか時間がかかるし、それだけのネットワークと、金融から何から全部ひっくるめてアドバイスができる法律事務所というのは、そんなに日本の業界でもないわけで、非常にある意味ではハードルが高

いのですが、やはりそれは目指していかなければいけないとは思っています。

だけど、少なくとも東南アジアは、まだ十分に日本の弁護士も活躍できるテリトリーだと思っているので、ここは何とか英米系の法律事務所と競争しても勝てるだけのそういう戦略を持っていかなければいけないなと思っています。

(北川議長)

50分で与えられた時間が来たんですけれども、今、中川委員がご指摘いただいたことは、本当にそうだと思うのですが、今日の議題の国際機関におけるということも、それと法整備の支援ですね。今会長がおっしゃったように、ミャンマーとかラオスとか、そういったところに種をまいていくという、そういうことも結果、日弁連さんだけではなしに、働き方改革という内閣も与党もあげてやるべき課題だとは思うのですが、専門のお二人の方、法整備とかあるいは、国際機関で需要はいっぱいあると思うんですね。

だから、教育体制でどうするかというので、会長さんのご答弁に補足してどうぞ。最後に。 (幸寺副会長)

教育につきましては、先ほどご指摘ありましたように、われわれ弁護士会は、主に弁護士になってからの教育ですけれども、法科大学院の教育も大事ですし、また学部に遡ってそのときの教育も大事ですし、さらに遡るといわゆる法教育と言われるそういうところまで遡って、いわゆる国際化について、いろいろ考えないといけないなと日弁連全体としては考えております。

(北川議長)

これは海外の法整備の支援なども、ほとんどが JICA ですか。

(幸寺副会長)

現状はそうです。

(北川議長)

そうですね。だからもっと範囲を広げてもいいのかもわからないとか、そういった問題もご議論いただいて、全体のスケールにおいて、ビジネスの世界が発展したらいいなというそんな感じもしますけれどもね。

今日は大体時間が、審議のほうはこれでよろしゅうございますか。何かございますか、ご発言。 よろしいですか。

それでは、この3点ご議論いただき、またビジネスの世界でも、今後ご検討いただくということにして、この議題を終わらせていただいて、次の議題に移らせていただきます。

議題② 議長・副議長選任の件について

(北川議長)

本日の議案は大体終了したんですけれども、次に、「市民会議の議長・副議長選任の件」をお諮りいたしたいと思います。市民会議規則5条では「議長1名と副議長若干名を委員の互選により選出する」ということになっており、任期は1年で再任を妨げないという規定でございます。ここで、来年度の4月1日から1年間の議長を選任したいと思いますが、自薦・他薦ございますでしょうか。お願いいたしたいと思います。

(中川委員)

よろしいですか。

(北川議長)

どうぞ。

(中川委員)

大変ご苦労様でございますけれども、北川議長と井田副議長に引き続いてお願いをしたいとご 推薦申し上げます。

(北川議長)

皆さん、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

(北川議長)

それでは、そのように決めていただきましたので、私議長、そして井田さんに副議長ということで、ご決定いただいたということで、どうぞ今後ともよろしくお願いをいたします。

第54回市民会議日程について

(北川議長)

次に、次回第54回市民会議の日程を議題として取り上げますが、既に内定の通知をさせていただいておりますとおり、6月9日、金曜日が現段階で委員9名の方が参加可能でございますので、その日に行いたいと思います。時間は、午後3時から午後5時に開催させていただきますので、ご了承をいただいきたいと思います。

6. 閉会

(北川議長)

その他、委員の先生方や事務局から何かございますか。よろしいですか。

それでは、ご意見等もございませんので、本日予定しておりました審議を終了させていただき たいと思います。どうも、今日はありがとうございました。(了)